

9 通所介護

【人員基準】

単位毎の利用定員が11人以上の場合

職種	項目	基準内容
管理者 (第94条)	勤務形態	常勤かつ原則として専従
	兼務の可否	管理業務に支障がない場合、他の職務又は同一敷地・隣接地内にある他の事業所の職務を兼務することは可能。 但し兼務している管理業務が過剰と判断される場合や、併設している入所施設での看護・介護職員を兼務している場合等は管理業務に支障を来すと考えられる
生活相談員 (第93条)	資格	社会福祉主事又はそれ同等以上の能力を有する者
	員数	単位毎にサービス提供時間を通じて専ら指定通所介護の提供に当たる者が1以上
看護職員 (第93条)	資格	看護師又は准看護師
	員数	単位毎に専ら指定通所介護の提供に当たる者が1以上
介護職員 (第93条)	員数	単位毎にサービス提供時間を通じて専ら指定通所介護の提供に当たる者を利用者が15人までは1以上、それ以上5又はその端数を増す毎に1加えた数 (例) 16人～20人…2人以上、21人～25人…3人以上
機能訓練指導員 (第93条)	資格	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師 * 利用者の日常生活やレクリエーション等を通じて行う機能訓練については生活相談員又は介護職員が兼務可能。
	員数	1以上(勤務形態は問わないが必ず配置することが必要)
生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤であること。		

単位毎の利用定員が10人以下の場合

職種	項目	基準内容
管理者 (第94条)	勤務形態	上記と同様
	兼務の可否	上記と同様
生活相談員 (第93条)	資格	上記と同様
	員数	上記と同様
介護又は看護職員 (第93条)	員数	単位毎にサービス提供時間を通じて専ら指定通所介護の提供に当たる者を1以上
機能訓練指導員 (第93条)	資格	上記と同様
	員数	上記と同様
生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上は常勤であること。		

療養通所介護

職 種	項 目	基 準 内 容
管理者 (第105条の5)	資格	看護師(常勤専従) 看護師の業務停止の期間修了後2年を経過しない者に該当しない者 訪問看護に従事した経験のある者
	兼務の可否	管理業務に支障がない場合、当該事業所の看護職員又は同一敷地内にある他の事業所等の職務を兼務することは可能。 ただし、併設される入所施設における看護業務(管理業務を含む。)との兼務は管理者の業務に支障があると考えられる。
看護職員又は介護職員 (第105条の4)	員 数	利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる者が1以上 1人以上は、常勤専従の看護師 例 利用者2人の場合 1.3人以上 利用者3人の場合 2.0人以上 利用者5人の場合 3.3人以上

【介護報酬】

(1) 施設等の区分【届出必須】

加算等届出事項	算定区分	
	1. 小規模型事業所	(1) 当該年度の前年度(毎年4月1日から始まり3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ)の1月あたりの平均利用延人員数が300人以内。 (2) 指定居宅サービス基準第93条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。
	2. 通常規模型事業所	(1) 当該年度の前年度の1月あたりの平均利用延人員数が300人超～750人以内の事業所。 (2) 指定居宅サービス基準第93条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。
	3. 大規模型事業所	(1) 当該年度の前年度の1月あたりの平均利用延人員数が750人超～900人以内の事業所。 (2) 指定居宅サービス基準第93条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。
	4. 大規模型事業所	(1) 月平均利用者数が900人を超える事業所。 (2) 指定居宅サービス基準第93条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。
	5. 療養通所介護	(1) 指定療養通所介護事業所であること。 (2) 指定居宅サービス基準第105条の4に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。
留意事項	根拠条文	事業所規模による区分の取扱い[平成12年3月1日老企第36号第2の7(4)] 事業所規模による区分については、前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下この項において同じ)の1月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所介護費を区分しているところであるが、当該平均利用延人員数の計算に当たっては、当該指定通所介護事業所に係る指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所介護事業所における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含む。したがって、仮に指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、当該平均利用延人員数には当該指定介護予防通所介護事業所の平均利用延人員数は含めない取扱いとする。 平均利用延人員数の計算に当たっては、3時間以上4時間未満の報酬を算定している利用者(2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者を含む)については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、4時間以上6時間未満の報酬を算定している利用者については利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。また、平均利用延人員数に含むこととされた介護予防通所介護事業所の利用者の計算については単純に延人員を加えるのではなく同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日毎に加えていく方法によって計算しても差し支えない。 前年度の実績が6月に満たない事業者(新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む)又は前年度から定員を概ね25%以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、都道府県知事に届け出た当該事業所の利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて

	<p>得た数とする。</p> <p>毎年度3月31日時点において、事業を実施している事業者であって、4月以降も引き続き事業を実施するものの当該年度の通所介護費の算定に当たっては、前年度の平均利用延人員数は、前年度において通所介護費を算定している月（3月を除く）の1月当たりの平均利用延人員数とする。</p>
--	---

(2) 時間延長サービス体制【届出必須】

加算等届出事項	算 定 区 分	
時間延長サービス体制	1. 対応不可	時間延長サービスを行う体制を確保していない場合。
	2. 対応可	<p>所要時間6時間以上8時間未満の通所介護の前後に連続して日常生活上の世話をを行う場合について、2時間を限度として算定される。例えば、</p> <p>8時間の通所介護の後に連続して2時間の延長サービスを行った場合</p> <p>8時間の通所介護の前に連続して1時間、後に連続して1時間、合計2時間の延長サービスを行った場合</p> <p>には、2時間分の延長サービスとして100単位が加算される。</p> <p>また当該加算は通所介護と延長サービスを通算した時間が8時間以上の部分について算定されるものであるため</p> <p>7時間の通所介護の後に連続して2時間の延長サービスを行った場合には、通所介護と延長サービスの通算時間は9時間であり、1時間分の延長サービスとして50単位が加算される。</p>
留意事項	<p>算定単位数：8時間以上9時間未満 50単位</p> <p> 9時間以上10時間未満 100単位</p> <p>当加算が算定できるのは6時間以上8時間未満のサービスを提供している事業所に限られる。</p> <p>日常生活上の世話をを行う時間帯については適当数の職員が配置されていれば可。（複数の単位を1人の職員で対応することも可能。）</p>	

(3) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

	算 定 要 件
告示内容等	厚生労働大臣が定める地域（中山間地域等）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定通所介護を行った場合は、1日につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
留意事項	<p>青森県内全域は、豪雪地帯対策特別措置法により指定されている地域のため、県内全域が中山間地域等に該当する。</p> <p>通常の事業の実施地域とは、当該事業所において定めている運営規程の実施地域。</p> <p>当該加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を超えた場合に徴収することができる交通費の支払いを受けることはできない。</p> <p>当該加算は支給限度額管理の対象外となる。</p>

(4) 入浴介助体制【届出必須】

加算等届出事項	算 定 区 分	
入浴介助体制	1. なし	入浴介助を行なう体制を確保していない場合。
	2. あり	入浴介助を行なう体制を確保している場合、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て入浴介助を行った場合は、1日につき50単位を所定単位数に加算する。
留意事項	自立支援の観点から、見守りをするにより、結果として身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても加算の対象となる。	

(5) 個別機能訓練体制【届出必須】

加算等届出事項	算 定 区 分	
個別機能訓練体制	1. なし	下記の告示に定める要件を満たしていない場合。
	2. 加算	下記の告示に定める要件を満たしている場合。
	3. 加算	
告示内容等	根拠条文	平成12年厚生省告示第19号別表6注7
	<p>イ 個別機能訓練加算 () 1日につき27単位 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 指定通所介護を行う時間帯に1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師(以下「理学療法士等」という。)を1名以上配置していること。</p> <p>(2) 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。</p> <p>ロ 個別機能訓練加算 () 1日につき42単位 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置していること。</p> <p>(2) 個別機能訓練計画の作成及び実施において利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、心身の状況に応じた機能訓練が適切に提供されていること。</p> <p>(3) イ(2)に該当するものであること。</p>	
留意事項	<p>加算 () と () は同時に算定できない。</p> <p>加算 () について 機能訓練指導員が個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練について算定するものであり、特定の曜日だけ機能訓練指導員を配置している場合は、その曜日のみが加算の算定対象となる。</p> <p>加算 () について 常勤専従の機能訓練指導員が個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練について算定するものであり、特定の曜日だけ常勤専従の機能訓練指導員を配置している場合は、その曜日のみが加算の算定対象となる。常勤専従以外の機能訓練指導員だけが配置されている場合は、個別機能訓練加算 () となるため、() 及び () の届出が必要となる。</p> <p>全てのサービス提供日において個別機能訓練指導体制がとれない場合は、あらか</p>	

	じめ体制をとる曜日を設定し、利用者や居宅介護支援事業者に周知する必要がある。
--	--

(6) 若年性認知症利用者受入加算【届出必須】

加算等届出事項	算 定 区 分	
若年性認知症利用者受入加算	1. なし	下記の告示に定める要件を満たしていない場合。
	2. あり	下記の告示に定める要件を満たしている場合。
告示内容等	根拠条文	平成12年厚生省告示第19号別表6注8
<p>下記のとおり、厚生労働大臣が定める基準（平成12告25・九）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定通所介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。</p> <p>・受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。</p>		

(7) 栄養改善体制【届出必須】

加算等届出事項	算 定 区 分	
栄養改善体制	1. なし	下記の告示に定める要件を満たしていない場合。
	2. あり	下記の告示に定める要件を満たしている場合。
告示内容等	根拠条文	平成12年厚生省告示第19号別表6注9
<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合は、栄養改善加算として3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。</p> <p>イ 管理栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。</p> <p>ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っていると同時に、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。</p> <p>ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価すること。</p> <p>ホ 別に厚生労働大臣が定める基準（平成12告25・十）に適合している指定通所介護事業所であること。</p>		

(8) 口腔機能向上体制【届出必須】

加算等届出事項	算 定 区 分	
口腔機能向上体制	1. なし	下記の告示に定める要件を満たしていない場合。
	2. あり	下記の告示に定める要件を満たしている場合。
告示内容等	根拠条文	平成12年厚生省告示第19号別表6注10

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合は、口腔機能向上加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。

ホ 別に厚生労働大臣が定める基準（平成12告25・十一）に適合している指定通所介護事業所であること。

（9）サービス提供体制強化加算【届出必須】

加算等届出事項	算 定 区 分	
サービス提供体制強化加算	1. なし	下記の告示に定める要件を満たしていない場合。
	2. 加算	下記の告示に定める要件を満たしている場合。
	3. 加算	
	4. 加算	
告示内容等	根拠条文	平成12年厚生省告示第19号別表6へ
<p>厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所が利用者に対し指定通所介護を行った場合は、1回につき所定単位数を加算する。（ ）と（ ）は同時に算定できない。</p> <p>【厚生労働大臣が定める基準】（平成12告25・十二）</p> <p>イ サービス提供体制強化加算（ ） 12単位 次のいずれにも適合すること。 （1）指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。 （2）通所介護費等の算定方法の基準に該当していないこと。</p> <p>ロ サービス提供体制強化加算（ ） 6単位 次のいずれにも適合すること。 （1）通所介護事業所の指定通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 （2）通所介護費等の算定方法の基準に該当していないこと。</p> <p>ハ サービス提供体制強化加算（ ） 6単位 次のいずれにも適合すること。 （1）当該指定療養通所介護事業所の指定療養通所介護を利用者に直接提供す</p>		

	<p>る職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。</p> <p>(2) 通所介護費等の算定方法の基準に該当していないこと。</p>
留意事項	<p>職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いる。</p> <p>平成21年度の1年間においてはすべての事業所について、平成22年度以降においては前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)についてのみ、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる。その場合は、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出を提出しなければならない。</p> <p>同一の事業所において介護予防通所介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。</p> <p>勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる。</p> <p>指定通所介護(指定療養通所介護)を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指す。</p>

(10) 職員の欠員による減算の状況

加算等届出事項	算 定 区 分																						
職員の欠員による減算の状況	1. なし	次の2及び3のいずれにも該当しない場合																					
	2. 看護職員	看護職員数が指定居宅サービス基準省令第93条の員数未満の場合																					
	3. 介護職員	介護職員数が指定居宅サービス基準省令第93条の員数未満の場合																					
留意事項	<p>算定区分の基準省令第93条の員数未満の場合とは、</p> <p>運営規程に定める定員が11人以上の場合の最低人員基準</p> <table border="1"> <tr> <td>利用者実績</td> <td>1人~15人</td> <td>16人~20人</td> <td>21人~25人</td> <td>26人~30人</td> <td>31人~35人</td> </tr> <tr> <td>看護職員</td> <td>1人以上必要</td> <td>1人以上</td> <td>1人以上</td> <td>1人以上</td> <td>1人以上</td> </tr> <tr> <td>介護職員</td> <td>1人以上必要</td> <td>2人以上</td> <td>3人以上</td> <td>4人以上</td> <td>5人以上</td> </tr> </table> <p>運営規程に定める定員が10人以下の場合の最低人員基準</p> <p>看護職員又は介護職員が1人以上</p> <p>看護職員の欠員の確認は、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合、翌月の全利用者について所定単位の70%にて算定となる(加算項目は減算とならない)。</p> <p>介護職員の欠員の確認は、平均利用者数の実績に対して、上記、の最低人員基準がサービス提供時間帯を通じて実際に配置されていたかどうかで判断し、欠如となっている場合には、翌月の全利用者について所定単位の70%にて算定となる(加算項目は減算とならない)。このため、職員の欠員を生じないようにする必要があることに注意する。(次ページ参照)</p> <p>病欠等であっても理由の如何を問わず、欠如となっていれば減算となる。</p> <p>利用者実績には、介護保険事業とは別に市町村が実施する通所事業等の利用者数を含めないが、利用者について、職員配置が適正か確認すること。</p> <p>欠員の状態が継続し、県の指導に従わない場合には、指定取消もあり得るので、注意すること。</p>					利用者実績	1人~15人	16人~20人	21人~25人	26人~30人	31人~35人	看護職員	1人以上必要	1人以上	1人以上	1人以上	1人以上	介護職員	1人以上必要	2人以上	3人以上	4人以上	5人以上
利用者実績	1人~15人	16人~20人	21人~25人	26人~30人	31人~35人																		
看護職員	1人以上必要	1人以上	1人以上	1人以上	1人以上																		
介護職員	1人以上必要	2人以上	3人以上	4人以上	5人以上																		

通所系サービスにおける定員超過・人員欠如の減算について

平成18年4月改定関係Q&A VOL.1 問17

(問17) 介護予防通所介護・通所リハビリテーションの定員超過・人員欠如の減算については、
 歴月を通じて人員欠如の場合のみを減算とするのか。

(答) 介護予防通所介護・通所リハビリテーションについては、月単位の統括報酬としている
 ことから、従来の一日単位での減算が困難であるため、前月の平均で定員超過・人員欠如
 があれば、次の月の前利用者について所定単位数の70%を算定する取扱いとしたところ
 である。なお、この取扱いについては、居宅サービスの通所介護・通所リハビリテーション
 についても同様としたので留意されたい。

(問17)の回答について、厚生労働省の出先機関である「東北厚生局」が厚生労働省介護保険指導室
 より、具体的事例について照会した内容は次のとおりです。

介護予防通所介護事業所及び介護予防通所リハビリテーション事業所においては、定員超過・人員欠如
 の減算について留意してください。

なお、通所介護及び通所リハビリテーション事業所においても、介護予防と同様の取扱いとされたところ
 であり、定員超過・人員欠如の減算は「1日単位」ではなく「毎月の平均」でみることに留意してくだ
 さい。

(例)

通常規模の通所介護事業所 日曜、祭日休業
 サービス提供時間(10:00~16:00)
 利用定員 20名

4月の利用者数と介護職員の配置数(看護職員は必要数を配置している前提)

日	曜日	利用者数			介護職員	
		要介護者	要支援者	計	配置数	必要数
1	土	17	3	20	2	2
2	日	(休業日)		0	0	0
3	月	16	2	18	2	2
4	火	10	4	14	2	1
5	水	16	4	20	1	2 人員欠如
6	木	12	4	16	1	2 人員欠如
7	金	9	4	13	1	1
8	土	16	3	19	1	2 人員欠如
9	日	(休業日)		0	0	0
10	月	16	4	20	1	2 人員欠如
11	火	10	3	13	1	1
12	水	16	4	20	1	2 人員欠如
13	木	13	4	17	1	2 人員欠如
14	金	10	3	13	1	1
15	土	17	4	21	3	3 定員超過
16	日	(休業日)		0	0	0
17	月	16	4	20	2	2
18	火	10	3	13	2	1
19	水	16	4	20	2	2
20	木	13	4	17	2	2
21	金	8	4	12	2	1
22	土	16	4	20	2	2
23	日	(休業日)		0	0	0
24	月	16	3	19	2	2
25	火	10	3	13	2	1
26	水	16	4	20	2	2
27	木	13	3	16	2	2
28	金	9	4	13	2	1
29	土	(休業日)		0	0	0
30	日	(休業日)		0	0	0
計	24日	321	86	407	40	41
月平均		13.37	3.58	16.95	1.6	1.7

(定員超過の考え方)

15日が定員超過になっているが、月平均利用者数は定員内(16.95名)なので減算は生じない。

(人員欠如の考え方)

月平均の利用者が16.95名なので、それに対する介護職員は2名必要なところ実際には1.6名しか配置していないので人員欠如にあたり、翌月全ての利用者に対して70%の減算になる。(この考え方は、日々の人員をクリアしていても月平均で人員欠如になる可能性がある。)

【その他報酬算定上のチェックポイント】

2時間以上3時間未満の報酬の取扱いについて

2時間以上3時間未満の報酬を算定できる対象者は、心身の状況から長時間のサービス利用が困難な者、病後等により短時間の利用から始めて長時間利用に結びつける必要がある者等、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者に限られる。

【設 備 基 準】

1 通所介護

- (1) 食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有すること。
- (2) 食堂及び機能訓練室はそれぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上にすること。
ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保することができる場合は、同一の場所とすることができる。
- (3) 相談室は遮へい物の設置等により相談内容が漏えいしないよう配慮されていること。
- (4) 通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えること。
- (5) (1)の設備は、専ら通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する通所介護の提供に支障がない場合は、この限りではない。

2 療養通所介護

- (1) 指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋（6.4㎡×利用定員）を有すること。
- (2) 消化設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- (3) (1)の設備は、専ら療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかななければならない。緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接若しくは近接していなければならない。

9 - 2 介護予防通所介護

【人員基準】 通所介護と同じ

【介護報酬】

(1) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算：通所介護と同じ

(2) 職員の欠員による減算の状況：通所介護と同じ。

(3) 若年性認知症利用者受入加算体制【届出必須】

加算等届出事項	算 定 区 分	
若年性認知症利用者受入加算	1. なし	下記の告示に定める要件を満たしていない場合。
	2. あり	下記の告示に定める要件を満たしている場合。
告示内容等	根拠条文	平成17年厚生労働省告示第127号別表6イ注3
<p>下記のとおり、厚生労働大臣が定める基準（平成12告25・九）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定介護予防通所介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算する。</p> <p>・受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。</p>		

(4) アクティビティ実施加算

	算 定 要 件
告示内容等	利用者に対して、当該利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成された計画に基づき、アクティビティ（集団的に行われるレクリエーション、創作活動等の機能訓練をいう。）を行った場合は、1月につき53単位を所定単位数に加算する。
留意事項	運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算のいずれかを算定している場合は算定しない。

(5) 運動器機能向上体制【届出必須】

加算等届出事項	算 定 区 分	
運動器機能向上加算	1. なし	下記の告示に定める要件を満たしていない場合。
	2. あり	下記の告示に定める要件を満たしている場合。
告示内容等	根拠条文	平成17年厚生労働省告示第127号別表6八
<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合は、1月につき225単位を所定単位数に加算する。</p> <p>イ 専ら機能指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下、「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。</p> <p>ロ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して運動器機能向上計画を作成していること。</p> <p>ハ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、経験のある介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能</p>		

	<p>を定期的に記録していること。</p> <p>ニ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価すること。</p> <p>ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定介護予防通所介護事業所であること。</p>
--	---

(6) 栄養改善体制【届出必須】

加算等届出事項	算 定 区 分	
栄養改善体制	1. なし	下記の告示に定める要件を満たしていない場合。
	2. あり	下記の告示に定める要件を満たしている場合。
告示内容等	根拠条文	平成17年厚生労働省告示第127号別表6ニ
<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合は、1月につき150単位を所定単位数に加算する。</p> <p>イ 管理栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。</p> <p>ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。</p> <p>ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価すること。</p> <p>ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防通所介護事業所であること。</p>		

(7) 口腔機能向上体制【届出必須】

加算等届出事項	算 定 区 分	
口腔機能向上体制	1. なし	下記の告示に定める要件を満たしていない場合。
	2. あり	下記の告示に定める要件を満たしている場合。
告示内容等	根拠条文	平成17年厚生労働省告示第127号別表6ホ
<p>次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれがある利用者に対して、当該利用者の口腔機能向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合は、1月につき150単位を所定単位数に加算する。</p> <p>イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。</p> <p>ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。</p> <p>ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。</p> <p>ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。</p> <p>ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防通所介護事業所であること。</p>		

(8) 事業所評価加算【届出必須】

加算等届出事項	算 定 区 分
事業所評価加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準（ 1 ）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所において、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。 2 ）の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき100単位を所定単位数に加算する。</p> <p>イ 定員利用・人員基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを行っていること。</p> <p>ロ 評価対象期間における当該指定介護予防通所介護事業所の利用実人員数が10名以上であること。</p> <p>ハ $\frac{\text{要支援度の維持者数} + \text{改善者数} \times 2}{\text{所定単位数}}$ 0.7</p> <p>評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数</p>
留意事項	<p>1 イ 定員利用・人員基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを行っていること。</p> <p>ロ 評価対象期間における当該指定介護予防通所介護事業所の利用実人員数が10名以上であること。</p> <p>2 評価対象期間：加算を算定する年度の前年の1月から12月までの期間（基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間）</p> <p>3 各年度の10月15日までに申し出の届出をし、基準を満たせば翌年度から加算の対象となる。</p>

(9) サービス提供体制強化加算【届出必須】

加算等届出事項	算 定 区 分	
サービス提供体制強化加算	1. なし	下記の告示に定める要件を満たしていない場合。
	2. 加算	算定要件は通所介護と同じ（加算 を除く）
	3. 加算	
告示内容等	根拠条文	平成17年厚生労働省告示第127号別表6ト
	<p>イ サービス提供体制強化加算（ ）</p> <p>要支援1 1月につき48単位</p> <p>要支援2 1月につき96単位</p> <p>ロ サービス提供体制強化加算（ ）</p> <p>要支援1 1月につき24単位</p> <p>要支援2 1月につき48単位</p>	
留意事項	<p>月途中に要支援度の変更があった場合は、変更前の要支援度に応じた報酬を算定する。（変更前（後）のサービス利用実績がない場合は変更となった後（前）の要支援度に応じた報酬を算定する。）</p>	

【設 備 基 準】 通所介護と同じ。